

平成27年(2015年)3月3日

市町村(学校組合)教育委員会教育長様

長野県教育委員会教育長

教職員等の選挙運動の禁止等について(通知)

本年4月に統一地方選挙が行われる予定です。

公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもありません。

特に、教育公務員については、教育基本法(平成18年法律第120号)等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止されています。さらに、教育公務員の職務と責任の特殊性により、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)において、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によることとされ、人事院規則で定められた政治的行為が禁止されています。また、公職選挙法(昭和25年法律第100号)においても、選挙運動等について特別な定めがなされているところです。

つきましては、このたびの選挙に当たっては、貴教育委員会管下の小・中・特別支援学校の教職員がこれらの法律に違反して責任を問われ、あるいは、政治的中立性に対する疑惑を招き、住民の信頼を損なうことが決してないよう、下記及び別紙について、管下の学校の教職員に周知徹底願います。

記

- 1 選挙に際しては、公職選挙法第129条の規定によりすべての事前運動が禁止されており、これに違反した場合は同法第239条の規定により処罰されるものであること。
- 2 一般職の地方公務員については、地方公務員法第36条の規定により政治的行為が制限されているが、特に、選挙に際して、これらの地方公務員が特定の候補者又は特定の政党その他の政治的団体を支持し、又は反対する目的をもって同条第2項各号に掲げる政治的行為を行うことは禁止されていること。
また、政治的中立性に対する住民の疑惑を招くような行為等により、一般職の地方公務員としての信用を失墜するようなことは厳に慎むこと。
なお、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布が、公職選挙法においてはできるようになったが(公職選挙法第142条の3第1項)、政治的目的をもってなされる行為であって地方公務員法第36条第2項各号に掲げる政治的行為に該当するものは、禁止されていること。
- 3 特別職を含むすべての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものであること。

- 4 前記3の公務員が公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする公職選挙法第136条の2第2項各号に掲げる行為は、前記3の禁止行為に該当するものとみなされ、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものであること。
- 5 教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、選挙運動等の政治的行為の制限等について、次のとおり公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされているので留意すること。
- (1) 学校教育法に規定する学校の長及び教員は、公職選挙法第137条の規定により、学校の児童・生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。
 - (2) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員特例法第18条の規定により、国家公務員の例によるものとされており、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。
 - (3) 公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為の地域的範囲は、勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものであること。
- 6 万が一、選挙に際して非違行為が認められた場合には、懲戒免職を含め厳しい処分に処するものであること。

長野県教育委員会事務局義務教育課

課長 兒玉 順夫

担当 塩野入幸隆、上平雄一郎

電話 026-235-7426

FAX 026-235-7494

E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp